

九州硬式少年野球連盟 南九州支部
(フレッシュリーグ)

SHARKS

鹿児島シャークス(小学部) チーム規約

昭和52年3月1日 制定
平成7年5月1日 改定
平成17年8月1日 改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本チームは、九州硬式少年野球連盟南九州支部所属【鹿児島シャークス(小学部)】と称し、事務所を代表宅におく。

第2章 目 的

(目 的)

第2条 スポーツを愛好する少年・少女に、硬式野球を通じて、心身の錬磨と規則を重んじる、明朗な社会人としての基礎を養成し、郷土を愛し、次代を担う少年・少女の健全な育成を目的とする。

第3章 組 織

(組 織)

第3条 鹿児島シャークスは、選手12名以上で構成し、父母会全員で運営する。
チームには、代表・監督・コーチ・マネージャーをおく。

(役 員)

第4条 チームには次の役員をおく。

代 表	1名	相 談 役	適時選出
顧 問	適時選出	監 督	1名
コ ー チ	1名	サ ブ コ ー チ	適時選出
マ ネ ー ジャ ー	1名	運 営 委 員 (審 判)	正1名 副2名
父 母 会 長	1名	父 母 副 会 長	適時選出
婦 人 部 長	1名	婦 人 部 副 部 長	適時選出
会 計	1名	婦 人 部 会 計	1名
監 査 員	1名		

第5条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
但し、代表の任期は2年とする。
年度途中で欠員が生じた場合、新役員任期は前任者の残任期間とする。

第6条 役員選出は、父母会において選出する。

第7条 チームの代表は、南九州支部理事と認める。
チームの代表は、毎月第2土曜日、理事会に出席する。
但し、代表が出席できない場合は、父母会から代理を立てるものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 代表は、チームを代表し、チームに対し全責任を持ち、支部の業務、運営等に従事する。
2. 父母会長は、父母会を代表し、チーム運営等に携わり、選手を支援し、諸行事の幹事を務める。
3. マネージャーは、チーム全般に関わる事務的任務を行う。
4. 運営委員は、各大会の運営に関わる任務を行う。
5. 婦人部は、チーム運営に関わる内面的な任務を行う。
6. 会計は、チーム運営に関わる会計事務の任務を行う。
7. 監査員は、会計監査を遂行する。
8. 監督・コーチは、チーム規約第2条を遂行することを任務とする。

第4章 会 計

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第10条 会計は毎年1回、会計年度末に収支決算書を作成し、監査を受けなければならない。

第11条 監査員は決算に対し、帳簿及び証拠書類等の厳正なる監査を行い、父母会において監査報告をしなければならない。

(帳 簿)

第12条 チームに次の帳簿を備える。

1. 規約・細則
2. 会計帳簿
3. 部員名簿・役員名簿

(会 費 等)

第13条 部員は、次の会費等を納入しなければならない。

1. 入部申込金 1,000円(支部納入)
2. 選手年間登録金 1,000円(支部納入)
3. 傷害保険料 500円/年
4. チーム会費 4,000円/月
 - ◇ 3年生以下については、3,000円/月
 - ◇ 兄弟部員在籍の場合は、長子は規定通り、2人目以降は、規定の半額を徴収する。
5. 特別会費 2,000円/年(7月→1,000円 11月→1,000円)
6. 遠征等の実費

第14条 会費の納期は、原則として当該月内とする。

第15条 納付した会費は、原則として返還しない。

第5章 雑 則

(入部資格)

第16条 部員の入部資格は、小学生とする。

(弔意見舞)

第17条 部員及び同居家族に不幸があったときは、弔意見舞をなすものとする。

(保 証)

第18条 公式大会、練習試合、練習等で選手が移動するとき、父母等の運転する車両が事故に遭い、選手が被害を受けた場合、当該車両を運転していた父母に対し、保証など一切の責任追及をしないものとする。(試合及び練習中のケガも含む)

(細 則)

第19条 本規約を補充するものとして細則を定めることができる。

(そ の 他)

第20条 本規約に定めのない事項については、全て父母会の議決により決する。

- 第21条
- 1.本規約は、昭和52年3月1日制定し、即日施行する。
 - 2.本規約は、平成7年5月1日改定し、即日施行する。
 - 3.本規約は、平成17年8月1日改定し、即日施行する。

鹿児島シャークス細則

この細則は、チーム規約の運営上の補充取り決めである。

その1 (練習日)

練習については、原則として、土曜日・日曜日・祭日とする。

その2 (連絡)

練習予定日等、何らかの理由により参加できない選手は、必ずマネージャーへ連絡をすること。

その3 (弁当)

弁当は、おにぎり、漬物等簡素なものとする。

その4 (謝金)

代表・指導者に対する謝金は、会費・特別会費を充当し、年2回(8月/12月)に支給する。

その5 (お茶当番)

父母は、子供たちの成長を見ていただく意味も含めて、順番でお茶当番を務めるものとする。但し、3年生以下の父母については、この限りではないものとする。

その6 (用具)

ユニフォーム・グローブ等の用具購入については、マネージャーにご相談下さい。

用具の手入れは怠りなくし、長く使用できるように努力すること。

指定店:ジェイスports 鹿児島市中央町25-1 090-7386-4891

その7 (お願い)

子供たちに目的第2条を遂行するため、ジュース・菓子等の差し入れは極力控えて下さい。

父母の皆様の積極的なご参加、ご協力をお願いします。